様式第2号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

国民健康保険介護支援事業助成金交付可(否)決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありました身延町国民健康保険介護機器レンタル助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金の交付 | 1　可　　　2　否　　　理由 |
| 介護機器の品目 | 1　特殊ベッド　　　　　　　　　2　車椅子3　移動用リフト　　　　　　　　4　歩行補助器5　床ずれ防止エアー発生調節器6　認知症老人徘徊感知器7　その他 |
| 助成開始日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| レンタル使用者名 | 　 |
| 助成の条件 | 1　申請書以外の使用目的に使用しないこと。2　世帯主は、次の各号のいずれかに該当したとき、別に定める様式により町長に届け出ること。　(1)　死亡したとき。　(2)　身延町国民健康保険の被保険者でなくなったとき。　(3)　その他町長が必要と認めるとき。3　その他不正な手段等により助成金の支給を受けた場合は、全部又は一部を返還していただきます。 |

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日（身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。